

発信日：令和6年（2024年）2月8日（木）

発信元：つくば市 経済部 観光推進課

☐取材依頼 ☐周知依頼 ☐募集告知 ☒ その他

まつりつくば大会本部における 過年分の消費税の納税について



令和4年4月18日付けプレスリリース「つくばマラソン実行委員会における過年分の消費税及び源泉所得税の納税について」（別紙）を受け調査を行った結果、「まつりつくば大会本部」の税務処理について疑義が生じたため、土浦税務署（以下、税務署）との協議を行いました。その結果、まつりつくば大会本部が、消費税の課税対象事業者であることが判明したため、過去5年に遡り確認を行い、課税対象となる2018年度、2019年度分について納税しました。

なお、2020年度から2022年度は、まつりつくばが未実施又は規模縮小のため課税対象範囲外となります。

【経緯】

- ・令和4年4月18日 プレスリリース「つくばマラソン実行委員会における過年分の消費税及び源泉所得税の納税について」を発信
- ・令和4年7月8日 庁内協議を経て税務署へ資料提供
- ・令和4年12月16日 税務署から国税局の判断を要する旨の連絡を受ける
- ・令和5年 数回に渡り税務署と協議
- ・令和6年1月26日 税務署と納税額を確認
- ・令和6年2月8日 税務署に申告し納税

【納税額】

130,800円（2018年度分：63,700円、2019年度分：67,100円）

※延滞税及び無申告加算税については、税額の確定後に納付します。

【再発防止策】

税務署からの指摘事項について、庁内で周知徹底を図り、税務法令を遵守するとともに、適正な事務処理と再発防止に努めます。

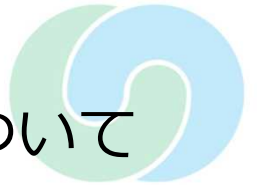
つくば市記者会 御中

発信日：令和4年（2022年）4月18日（月）

発信元：つくば市 市民部 スポーツ振興課

☐取材依頼 ☐周知依頼 ☐募集告知 ■その他

つくばマラソン実行委員会における 過年分の消費税及び源泉所得税の納税について



つくば市スポーツ振興課が事務局を務めている「つくばマラソン実行委員会」において、他大会の開催状況等を確認する中で、つくばマラソンの税務処理について疑義が生じたため、税務署との協議を行いました。その結果、つくばマラソン実行委員会が、消費税及び源泉所得税の課税対象事業者であることが判明し、過去5年分を納税しました。

なお、今回の事案をきっかけに、庁内での同様の事例の有無について、現在調査中です。

【経緯】

- ・令和3年12月8日（水）税務署との協議
- ・令和3年12月14日（火）実行委員会会計資料を税務署に送付
- ・令和4年2月7日（月）税務署からの連絡「消費税は課税対象、法人税は対象外」
- ・令和4年2月8日（火）税務署からの連絡「源泉所得税は課税対象」
↳ 税務署と申告内容について調整
- ・令和4年4月7日（木）税務署より源泉所得税の納税通知收受
- ・令和4年4月8日（金）源泉所得税納付
- ・令和4年4月14日（木）税務署より消費税の納税通知收受
- ・令和4年4月15日（金）消費税納付

【納税額（5年分）】

消費税：1,128,600円

源泉所得税：90,334円

※延滞税、無申告加算税及び不納付加算税については、税額の確定後に納付します。

【再発防止策】

税務署からの指摘事項について、庁内で周知徹底を図り、税務法令を遵守するとともに、適正な事務処理と再発防止に努めます。